

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
各 附 属 機 関 の 長

警 察 庁 丙 保 発 第 1 3 号
平 成 2 2 年 7 月 9 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（通達）

このたび、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第168号。別添1。以下「改正令」という。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成22年国家公安委員会規則第4号。別添2。以下「改正規則」という。）が平成22年7月9日に公布され、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行されることとなった。

改正令等の趣旨、概要等は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を「法」といい、改正令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）を「旧令」といい、改正令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）を「令」といい、改正規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年規則第1号）を「規則」という。

記

第1 改正令等の趣旨

近年、法上のラブホテル及びモーテル（以下「ラブホテル等」という。）と類似する特徴を有していながら風営法の規制が及んでいないホテル（以下「類似ラブホテル」という。）が全国各地に建築され、現に営業している。また、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的な性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面接の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業（以下「出会い系喫茶営業」という。）が増加傾向にある。

これらには、風営法上の規制が及んでいないため、同法により営業が禁止されている住宅地域や学校の直近での営業、派手な広告宣伝の店舗周辺でのはん濫等、清浄な風俗環境を害している実態がみられ、また、児童買春等の温床となるなど、善良の風俗、少年の健全育成等への悪影響が問題となっている。

そこで、これらの問題に対応するため、法第2条第6項第4号に該当する営業

(以下「ラブホテル等営業」という。)の範囲が拡大されるとともに、出会い系喫茶営業が新たに店舗型性風俗特殊営業として規制されることとなった。

第2 改正令等の概要

1 ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大

ラブホテル等営業は、法第2条第6項第4号の規定により、「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する政令で定める施設(政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。)を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業」とされ、「政令で定める施設」(施設要件)、「政令で定める構造」(構造要件)及び「政令で定める...設備」(設備要件)については、その具体的内容が政令に委任されているところ、次のように各要件が改正された。

(1) 施設要件の追加

施設要件として、新たに次の施設を追加することとした。

ア 休憩料金等の表示がある施設

「施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施設の内部に」ある「休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のために利用することができる旨の表示」は、実態として、当該施設が性的な目的のための利用に供されるものであることを外部に表示する機能を有しており、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、そのような表示がある施設が施設要件として追加された(令第3条第1項第2号ロ)。

イ 玄関等の遮へいがある施設

「施設の出入口又はこれに近接する場所」にある「目隠しその他当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備」は、当該施設を性的な目的のために利用することに対する客の抵抗感を小さくするものであり、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、そのような設備が設けられている施設が施設要件として追加された(令第3条第1項第2号ハ)。

ウ フロント等の遮へい措置がある施設

フロント等に「カーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして」一定の状態にある場合には、当該カーテン等によるフロント等の遮へいは客の匿名性を相当程度確保する機能を有し、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、当該状態にある施設が施設要件として追加された。また、一定の状態の具体的内容については、国家公安委員会規則で定めることとされた(令第3条第1項第2号ニ)。

国家公安委員会規則で定める状態については、「カーテンその他の見通し

を遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないで、その利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることができることとなる位置に取り付けられている状態」とした（規則第5条の2）。よって、カーテン等が、例えばフロント等とその奥にある従業者控室との間に設置されているなどの状態にあるものは、これには該当しない。

エ 客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設

「客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室のかぎの交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができる施設」（例えばいわゆる客室案内板が設けられた施設）は、客のチェックイン時の匿名性を確保する機能を有し、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、これが施設要件として追加された（令第3条第1項第2号ホ）。

(2) 構造要件の拡充及び施設要件との組合せ

現行の構造要件としては、車庫と個室が接続している構造等が挙げられるが、最近では、かかる構造要件には該当しないものの、極めて類似した構造を有する類似ラブホテルがみられる。

個室の出入口が車庫に面する外壁面に隣接する外壁面に設けられていること又は車庫から個室へと通ずる階段等における客の移動が外部から確認できることにより現行の構造要件に該当しないものについては、フロントにおいて個室を選択しないで済むなど、客の匿名性を確保する機能を有する点において現行の構造要件と異なるところはなく、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付けるものであることから、これらが含まれるよう構造要件が拡充された（令第3条第2項）。

また、拡充後の構造要件については、いずれの施設要件との組合せについてもラブホテル等に該当するものとされた。

(3) 設備要件の追加及び施設要件との組合せ

個室内の自動精算機、代金支払用エアシューター、代金支払用小窓等の「宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、フロントで客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの」については、客のチェックアウト時の匿名性を確保する機能を有し、当該個室を設けた施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける要素の1つといえることから、新たに設備要件として追加された。

また、設備要件と施設要件との組合せについては次のとおりとされた。

ア (1)ア又はイに掲げる施設

(1)ア又はイに掲げる施設については、当該施設が性的な目的のための利用に供されることに直接資するものである個室内の性的関連設備と組み合わせ

ることにより、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける相当の特殊性があると認められることから、設備要件については、動力により振動し若しくは回転するベッド等（令第3条第3項第1号イ）又はいわゆるアダルトグッズ等の自動販売機等（令第3条第3項第1号ロ）とされた（令第3条第3項第2号イ）。

イ (1)ウ又はエに掲げる施設

(1)ウ又はエに掲げる施設については、チェックアウト時の客の匿名性を確保する機能を有する設備と組み合わせることにより、当該施設内における客の匿名性が一貫して確保できるものとなり、当該施設が専ら性的な目的のための利用に供されるものであるということの特徴付ける相当の特殊性があると認められることから、設備要件については、「宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの」とされた（令第3条第3項第2号ロ）。

2 出会い系喫茶営業の規制

(1) 店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への出会い系喫茶営業の追加

「店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業」が、法第2条第6項第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業として新たに規定された（令第5条）。

(2) 出会い系喫茶営業に係る重大な不正行為に関する規定の整備

法第30条は、店舗型性風俗特殊営業を営む者等が政令で定める重大な不正行為をしたとき等に公安委員会が営業停止を命じることができる旨を規定しており、令第13条は、個室付浴場業（法第2条第6項第1号）等の営業者が暴行等の手段を用い、その営業に係る役務の提供を当該営業に従事する者に強制することや客に同役務の提供を受けることを強要する行為等を重大な不正行為として規定している。

出会い系喫茶営業については、紹介される異性が当該営業に従事する者である場合もあることから、暴行等の手段を用い、営業に従事する者の意思に反して面会の役務を提供することを強制する行為や客に同役務の提供を受けることを強要する行為が令第13条の重大な不正行為に追加されるとともに、用語の整理のため、「従業者」が「営業に従事する者」に改められた（令第13条第1項第2号及び第13条の2第1項第2号）。なお、用語の変更によりその概念を変更するものではない。

3 経過措置

(1) 施行期日

改正令の施行日は平成23年1月1日とされた(改正令附則第1条)。

(2) 届出に関する経過措置

この政令の施行の際現にこの政令の施行により新たに店舗型性風俗特殊営業に該当することとなる営業(以下「新たに規制対象となる営業」という。)を営んでいる者(この政令の施行の日の前日において、地方公共団体の条例の規定であって出会い系喫茶営業に該当する営業を営んではない旨を定めていたものに違反して当該営業を営んでいた者を除く。以下同じ。)は、平成23年1月31日までに、法第27条第1項の届出書を提出しなければならないこととされた(改正令附則第2条第1項)。

(3) 広告宣伝に関する経過措置

この政令の施行の際現に新たに規制対象となる営業を営んでいる者が平成23年1月31日までの間に当該営業を営む目的をもって広告宣伝をする場合には、無届業者が店舗型性風俗特殊営業を営む目的で広告宣伝すること等を禁止する法第27条の2の規定を適用しないこととされた(改正令附則第2条第2項)。

(4) 営業禁止区域等に関する経過措置

この政令の施行の際現に新たに規制対象となる営業を営んでいる者の当該営業については、平成23年1月31日までの間は、一定の区域等において店舗型性風俗特殊営業を営むことを禁止する法第28条第1項の規定及び同条第2項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされた(改正令附則第2条第3項)。

加えて、この政令の施行の際現に新たに規制対象となる営業を営んでいる者が平成23年1月31日までの間に当該営業について法第27条第1項の届出書を提出したときは、営業禁止区域等において営業を営む者に対し届出確認書を交付しない旨を定める法第27条第4項ただし書の規定並びに営業禁止区域等を定める同法第28条第1項の規定及び同条第2項の規定に基づく条例の規定は適用しないこととされた(改正令附則第2条第4項)。

また、これらにより法第28条第1項の規定及び同条第2項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる営業を営む者が営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合及び営業所の内部においてビラ等を頒布する場合については、法第28条第5項の規定は適用しないこととされた(改正令附則第2条第5項)。

(5) 条例の規定に関する経過措置

地方公共団体の条例の規定で、出会い系喫茶営業に該当する営業の事業者等が当該営業に関し行った行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、改正令の施行と同時に、その効力を失うものとし、当該地方公共団体の条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為については、その失効後も、なお従前の例によることとされた(改正令附則第3条)。

第3 改正令の施行に当たっての留意事項

1 施行前における営業実態等の把握等

改正令の施行前においては、新たに規制対象となる営業について、関係機関の立入検査を通じるなどの方法により、管内における営業所の位置、営業実態等の把握を的確に行うとともに、当該営業所に係る届出について所用の指導を行い、当該届出がない営業所については、無届営業で取り締まるなど厳正に対処すること。

また、上記営業実態の把握の際に、現行法上のラブホテル等営業を無届で行っている事実や、旅館業法等他法令に違反する事実を把握した場合には、警告・指導、取締り、関係機関への通報等により違法状態を解消させること。

2 施行後にとるべき措置

改正令の施行後においては、警察職員による積極的な立入りや、保健所等の関係機関と協力しての合同立入等を積極的に行うこと。また、当該営業に係る違反行為が判明した場合には、警告・指導を行うなどして、速やかに違法営業の状態を解消させ、警告・指導に従わず違法営業を継続するなどの悪質な事案においては、行政処分や違反行為の取締りを厳正に行うこと。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十二年七月九日

内閣総理大臣 菅 直人

政令第六十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二條第六項第四号及び第六号、第三十條第一項並びに第四十七條の規定に基づき、この政令を制定する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号を次のように改める。

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

イ 食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
三十人以下	三十平方メートル	三十平方メートル
三十一人以上五十人以下	四十平方メートル	四十平方メートル
五十一人以上	五十平方メートル	五十平方メートル

ロ 当該施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施設の内部に、休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のために利用することができる旨の表示がある施設

ハ 当該施設の入入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他当該施設に入入りする者を外部から見えにくくするための設備が設けられている施設

ニ フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下、「フロント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることができる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態にある施設

ホ 客が従業者と面接しない機械その他の設備を操作することによつてその利用する個室の客の交付を受けることができる施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入ることができ施設

第三條第二項中、「フロント、玄関帳場その他これらに類する設備」を「フロント等」に、「宿泊料金を」を「宿泊の料金」に改め、同項第二号中「外壁面」の下に「又は当該外壁面に隣接する外壁面」を加え、同項第三号中「客の宿泊する」を「客が宿泊をする」に改め、（当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。）を削り、「構造」の下に（前号に該当するものを除く。）を加え、同条第三項を次のように改める。

3 法第二條第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備

イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥している人の姿態を映すために設けられた鏡以下、特定用途鏡」といつ。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けられているものに限り。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ロ 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備

ハ 長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

二 第一項第二号に掲げる施設 同号イからハまでのいずれかに該当する施設にあつては次のイに、同号ニ又はホに該当する施設にあつては次のロに該当する設備

イ 前号イ又はロに掲げる設備

ロ 宿泊の料金の支払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの

第五條を次のように改める。

（法第二條第六項第六号の政令で定める店舗型性風俗特殊営業）

第五條 法第二條第六項第六号の政令で定める営業は、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを除く。）を、同項第一号又は第二号に該当するものを除く。）とする。

第十三條第二号中「従業者（営業者の使用人その他の従業者をいう。次条第一号において同じ。）を「営業に従事する者」に改め、同号に次のように加える。

ハ 第五條に規定する営業に係る異性の客と面会する役割

第十三條第三号中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第十三條の二第二号中「従業者」を「営業に従事する者」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この政令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二條 この政令の施行の際現にこの政令の施行により新たに店舗型性風俗特殊営業に該当することとなる営業を営んでいる者この政令の施行の日の前日において、次条に規定する条例の規定であつて当該営業を営んでいない旨を定めていたものに違反して当該営業を営んでいた者を除く。）の当該営業に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下、「法」という。）第二十七條第一項の規定の適用については、同項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、平成二十三年一月三十一日までに、店舗型性風俗特殊営業」とする。

- 2 前項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業につき広告又は宣伝をする場合については、平成二十三年一月三十一日までの間は、法第二十七条の二の規定は、適用しない。
 - 3 第一項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業（当該営業に係る営業所が法第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により当該営業を営んではならないこととされる区域又は地域にあるものに限る。次項において同じ。）については、平成二十三年一月三十一日までの間は、同条第一項の規定及び同条第二項の規定に基づく条例の規定は、適用しない。
 - 4 前項に定めるもののほか、第一項に規定する者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に規定する営業については、その者が平成二十三年一月三十一日までの間に当該営業について法第二十七条第一項の届出書を提出したときは、同条第四項ただし書及び法第二十八条第一項の規定並びに同条第二項の規定に基づく条例の規定は、適用しない。
 - 5 前二項の規定により法第二十八条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を適用しないこととされる営業を営む者が当該営業の営業所の外周又は内部に同条第五項第一号に規定する広告物を表示する場合及び当該営業所の内部において同項第二号に規定するピラ等を頒布する場合には、同項の規定は、適用しない。
(条例の規定の効力)
- 第三条 地方公共団体の条例の規定であつて、この政令による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第五条に規定する営業に該当する営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し行つた行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この政令の施行と同時に、その効力を失つものとする。この場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

内閣総理大臣 菅 直人

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、次のいずれかに該当するもの（前号に該当するものを除く。）

（法第二条第六項第四号の政令で定める施設等）

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 ホテル、旅館その他客の宿泊（休憩を含む。以下同じ。）の用に供する施設であつて、その食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しないもの（前号に該当するものを除く。）

収容人員の区分	床面積	
	食堂	ロビー
三十人以下	三十平方メートル	三十平方メートル
三十一人から五十人まで	四十平方メートル	四十平方メートル
五十一人以上	五十平方メートル	五十平方メートル

イ 食堂（調理室を含む。以下同じ。）又はロビーの床面積が、次の表の上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める数値に達しない施設

法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げ

ることができる施設

施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入

ることができる施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作すること

ある施設

きる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げ

るおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態に

ある施設

二 フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下「フロ

ント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることがで

きる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げ

るおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態に

ある施設

ハ 当該施設の出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他

当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備

が設けられている施設

ロ 当該施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施

設の内部に、休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のため

に利用することができる旨の表示がある施設

五十人以上

収容人員の区分

三十人以下

三十一人以上五十人

以下

五十人以上

五十平方メートル

五十平方メートル

法第二条第六項第四号の政令で定める構造は、前項第二号に掲げ

ることができる施設

施設その他の客が従業者と面接しないでその利用する個室に入

ることができる施設

ホ 客が従業者と面接しないで機械その他の設備を操作すること

ある施設

きる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げ

るおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態に

ある施設

二 フロント、玄関帳場その他これらに類する設備（以下「フロ

ント等」という。）にカーテンその他の見通しを遮ることがで

きる物が取り付けられ、フロント等における客との面接を妨げ

るおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める状態に

ある施設

ハ 当該施設の出入口又はこれに近接する場所に、目隠しその他

当該施設に出入りする者を外部から見えにくくするための設備

が設けられている施設

ロ 当該施設の外周に、又は外部から見通すことができる当該施

設の内部に、休憩の料金の表示その他の当該施設を休憩のため

に利用することができる旨の表示がある施設

五十人以上

収容人員の区分

三十人以下

三十一人以上五十人

以下

五十人以上

五十平方メートル

五十平方メートル

る施設（客との面接に適するフロント等において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊の料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一（略）

二 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面又は当該外壁面に隣接する外壁面に出入口を有する構造

三 客が宿泊をする個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設に通ずる出入口を有する構造（前号に該当するものを除く。）

3

法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号に掲げる施設の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかに該当する設備

イ 動力により振動し又は回転するベッド、横臥^がしている人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に応ずるため設けられた設備

ロ 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備

る施設（客との面接に適するフロント、玄関帳場その他これらに類する設備において常態として宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う施設を除く。）につき、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一（略）

二 客の使用する自動車の車庫が通常その客の宿泊に供される個室に近接して設けられ、当該個室が当該車庫に面する外壁面に出入口を有する構造

三 客の宿泊する個室がその客の使用する自動車の車庫と当該個室との通路に主として用いられる廊下、階段その他の施設（当該施設の内部を外部から容易に見通すことができるものを除く。）に通ずる出入口を有する構造

3

法第二条第六項第四号の政令で定める設備は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 動力により振動し又は回転するベッド、横臥^がしている人の姿態を映すために設けられた鏡（以下「特定用途鏡」という。）で面積が一平方メートル以上のもの又は二以上の特定用途鏡でそれらの面積の合計が一平方メートル以上のもの（天井、壁、仕切り、ついたてその他これらに類するもの又はベッドに取り付けてあるものに限る。）その他専ら異性を同伴する客の性的好奇心に

応ずるため設けられた設備

八 長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

- 二 第一項第二号に掲げる施設 同号イからハまでのいずれかに該当する施設にあつては次のイに、同号ニ又はホに該当する施設にあつては次のロに該当する設備
 - イ 前号イ又はロに掲げる設備
 - ロ 宿泊の料金の受払いをするための機械その他の設備であつて、客が従業者と面接しないで当該料金を支払うことができるもの

第五条 法第二条第六項第六号の政令で定める営業は、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第一号又は第二号に該当するものを除く。）とする。

- 二 次条に規定する物品を提供する自動販売機その他の設備
- 三 第一項第一号に掲げる施設にあつては、前二号に掲げるもののほか、長いすその他の設備で専ら異性を同伴する客の休憩の用に供するもの

第五条 削除

(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為

イ・ロ (略)

ハ 第五条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務

三 前号に規定する手段によつて、客に同号イ、ロ若しくはハに掲げる役務(同号ロに掲げる役務にあつては、第二条第三号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は法第二条第六項第五号に掲げる営業に係る第四条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為

四 十三 (略)

(法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の二 法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 前条第二号に規定する手段によつて、営業に従事する者の意思に反して法第二条第七項第一号に掲げる営業に係る異性の客に接

(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、従業者(営業者の使用人その他の従業者をいう。次条第二号において同じ。)の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為

イ・ロ (略)

三 前号に規定する手段によつて、客に同号イ若しくはロに掲げる役務(同号ロに掲げる役務にあつては、第二条第三号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は法第二条第六項第五号に掲げる営業に係る第四条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為

四 十三 (略)

(法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為)

第十三条の二 法第三十一条の五第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 前条第二号に規定する手段によつて、従業者の意思に反して法第二条第七項第一号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務

触する役務を提供することを強制する行為

三 (略)

を提供することを強制する行為

三 (略)

○国家公安委員会規則第四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第六十八号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十八条及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第三条第一項第二号二の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年七月九日

国家公安委員会委員長 中井 洽

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（国家公安委員会規則で定める状態）

第五条の二 令第三条第一項第二号二の国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないでその利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることができることとなる位置に取り付けられている状態とする。

第八条の表中、第三条第三項第三号に規定する「を」第三条第三項第一号八に掲げる」に改める。

第三十七条第一号中「（営業者の使用人その他の従業者をいづ。以下同じ。）」を削る。

第四十二条第十八号の欄中「場所について」の次に「、同項第六号の営業のうち面会の申込みを取り次ぐものにあつては異性が姿態を見せる場所及び異性の姿態又はその画像を見る場所について、同号の営業のうち面会する機会を提供するものにあつては面会する場所について、を加へ、同項第六号の欄中「（中）を削る。」を削る。

(4) 法第2条第6項第6号の営業のうち面会の申込みを取り次ぐものにあつては異性が姿態を見せる場所及び異性の姿態又はその画像を見る場所の、同号の営業のうち面会する機会を提供するものにあつては面会する場所の構造及び設備の概要等

別記表第十一号の欄中「(3)中「宿泊料金」を「宿泊の料金」に改め、同項の欄中「(4)の次に加へる。」

(5) 法第2条第6項第6号の営業にあつては、異性を紹介する方法（面会の申込みを取り次ぐか又は面会する機会を提供するか

の別（面会の申込みを取り次ぐ場合にあつては、異性の姿態又はその画像のいずれを見せるかの別を含む。）等

附 則

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（国家公安委員会規則で定める状態）
 第五条の二 令第三条第一項第二号二の国家公安委員会規則で定める状態は、カーテンその他の見通しを遮ることができる物が、当該物を用いることにより、フロント、玄関帳場その他これらに類する設備において客が従業者と面接しないのでその利用する個室のかぎの交付を受けることその他の手続をすることができるとなる位置に取り付けられている状態とする。

（構造及び設備の技術上の基準）
 第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
（略）	（略）
法第二条第一項第六号に掲げる営業	一～六（略） 七 令第三条第三項第一号八に掲げる設備を設けないこと。
（略）	（略）

（構造及び設備の技術上の基準）

第八条 法第四条第二項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる風俗営業の種別の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

風俗営業の種別	構造及び設備の技術上の基準
（略）	（略）
法第二条第一項第六号に掲げる営業	一～六（略） 七 令第三条第三項第三号に規定する設備を設けないこと。
（略）	（略）

(管理者の業務)

第三十七条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成すること。

二 八 (略)

(管理者の業務)

第三十七条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者(営業者の使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成すること。

二 八 (略)

別記様式第18号（第40条関係）

その1	受理年月日	交付年月日	
	受理番号	交付番号	
店舗型性風俗特殊営業開始届出書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項の規定により届出をします。			
公安委員会殿		年 月 日	届出者の氏名又は名称及び住所 印
氏名 （ふりがな） 又は は	名称	-----	
住 所	〒（ ）（ ）	局 番	
本 籍	・ 国 籍	-----	
生 年 月 日	年 月 日	生	
法人にあつては、 その代 表者	氏名 （ふりがな）	-----	
		住 所	〒（ ）（ ） 局 番
本 籍	・ 国 籍	-----	
生 年 月 日	年 月 日	生	
営 業 所 の 名 称 （ふりがな）	-----		
営 業 所 の 所 在 地	〒（ ）	（ ）	局 番
店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第61項第 号の営業		

別記様式第18号（第40条関係）

その1	受理年月日	交付年月日	
	受理番号	交付番号	
店舗型性風俗特殊営業開始届出書			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項の規定により届出をします。			
公安委員会殿		年 月 日	届出者の氏名又は名称及び住所 印
氏名 （ふりがな） 又は は	名称	-----	
住 所	〒（ ）（ ）	局 番	
本 籍	・ 国 籍	-----	
生 年 月 日	年 月 日	生	
法人にあつては、 その代 表者	氏名 （ふりがな）	-----	
		住 所	〒（ ）（ ） 局 番
本 籍	・ 国 籍	-----	
生 年 月 日	年 月 日	生	
営 業 所 の 名 称 （ふりがな）	-----		
営 業 所 の 所 在 地	〒（ ）	（ ）	局 番
店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第61項第 号の営業		

その2					
建築物の構造					
建築物内の位置					
営業所の位置	個室等の数	室	営業所の床面積		㎡
		㎡	㎡	㎡	
個室等の総床面積	㎡	各個室等の床面積	㎡	㎡	㎡
構造及び設備の概要	令第2条第2号の興行場に係る個室の床面積又はこれに類する施設の床面積				
統括営業所管理の実施者	氏名 (ふりがな)		-----		
	住所	〒() () 局番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	日生
営業を開始しようとする年月日	年 月 日		年 月 日		
地 区	禁 止 地 区 内	禁 止 地 区 外			

備考
 1 印欄には、記載しないこと。押印することによって、署名することができる。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 3 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 6 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、法第2条第6項第1号、第2号及び第4号の営業にあつては個室について、同項第3号の営業

その2					
建築物の構造					
建築物内の位置					
営業所の位置	個室等の数	室	営業所の床面積		㎡
		㎡	㎡	㎡	
個室等の総床面積	㎡	各個室等の床面積	㎡	㎡	㎡
構造及び設備の概要	令第2条第2号の興行場に係る個室の床面積又はこれに類する施設の床面積				
統括営業所管理の実施者	氏名 (ふりがな)		-----		
	住所	〒() () 局番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	日生
営業を開始しようとする年月日	年 月 日		年 月 日		
地 区	禁 止 地 区 内	禁 止 地 区 外			

備考
 1 印欄には、記載しないこと。押印することによって、署名することができる。
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。
 3 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
 6 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、法第2条第6項第1号、第2号及び第4号の営業にあつては個室について、同項第3号の営業

- にあつては客が在室することとなる個室又は客席について、同項第5号の営業にあつては当該物品を販売し、又は貸し付ける場所について、同項第6号の営業のうち面会の申込みを取り次ぐものにあつては異性が姿態を見せる場所及び異性の姿態又はその画像を写る場所について、同号の営業のうち面会する機会を提供するものにあつては面会する場所について記載すること。
- 7 「その他」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 法第2条第6項第1号及び第2号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
- (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
- (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設の概要（食堂（調理室を含む。）及びロビーの床面積を含む。）、個室の構造及び設備の概要等
- (4) 法第2条第6項第6号の営業のうち面会の申込みを取り次ぐものにあつては異性が姿態を見せる場所及び異性の姿態又はその画像を見せる場所の「同号の営業のうち面会する機会を提供するもの」にあつては面会する場所の構造及び設備の概要等
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- にあつては客が在室することとなる個室又は客席について、同項第5号の営業にあつては当該物品を販売し、又は貸し付ける場所について記載すること。
- 7 「その他」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 法第2条第6項第1号及び第2号の営業にあつては、個室の構造及び設備の概要等
- (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
- (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、食堂（調理室を含む。）及びロビーの床面積、個室の構造及び設備の概要等
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第21号（第42条関係）

その1 営業の方法 (店舗型性風俗特殊営業)	
氏名又は名称	
営業所の名称	
営業所の所在地	
店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第6項第 号の営業
営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
広告又は宣伝の方法	広告物の表示 (場所： 新聞・雑誌 (広告の頻度： ネット (URL (場所： 割引券、シール等の頒布 (場所： その他 () 広告又は宣伝はしない ()
広告又は宣伝の形態は、 広告又は宣伝を するときに 18歳未満の者 の立入禁止を明 らかにする方法	
営業所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること	しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を従業者として使用すること	しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）

別記様式第21号（第42条関係）

その1 営業の方法 (店舗型性風俗特殊営業)	
氏名又は名称	
営業所の名称	
営業所の所在地	
店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第6項第 号の営業
営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
広告又は宣伝の方法	広告物の表示 (場所： 新聞・雑誌 (広告の頻度： ネット (URL (場所： 割引券、シール等の頒布 (場所： その他 () 広告又は宣伝はしない ()
広告又は宣伝の形態は、 広告又は宣伝を するときに 18歳未満の者 の立入禁止を明 らかにする方法	
営業所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること	しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を従業者として使用すること	しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）

その2	する しない
酒 類 の 提 供	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
役務提供の態様	
当該営業所において他の営業を兼業すること	する しない の場合：当該兼業する営業の内容

備考
1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
2 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する方法（調理の有無、給仕の方法等）のうち主酒類の提供を防止する方法を記載すること。
3 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。異性の客に接触する役務の種類（1）類（身体を洗うか否かの別、宿泊者名簿の記載、令第2条各号のいずれに該当するか（の別））、宿泊料金を受渡し及び客室のいすれに該当する（の別）（2）類（令第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各号のいすれに該当するか（の別））、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条第2条第6項第5号の営業にあつては、異性を紹介する方法（面会の申込みを取り及ぶか又は面会する機会を提供するかの別（面会の申込みを取り及ぶ場合にあつては、異性の姿態又はその画像のいずれを呈するかの別を含む））等（5）類（面会に際して提供される酒類の大きさ、日本工業規格A4とすること。

その2	する しない
酒 類 の 提 供	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
役務提供の態様	
当該営業所において他の営業を兼業すること	する しない の場合：当該兼業する営業の内容

備考
1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
2 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する方法（調理の有無、給仕の方法等）のうち主酒類の提供を防止する方法を記載すること。
3 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。異性の客に接触する役務の種類（1）類（身体を洗うか否かの別、宿泊料金を受渡し及び客室のいすれに該当するか（の別））、宿泊料金を受渡し及び客室のいすれに該当する（の別）（2）類（令第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各号のいすれに該当するか（の別））、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条第2条第6項第5号の営業にあつては、異性を紹介する方法（面会の申込みを取り及ぶか又は面会する機会を提供するか（の別））等（5）類（面会に際して提供される酒類の大きさ、日本工業規格A4とすること。